

I 江東区の埋蔵文化財について

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財は、「土地に埋蔵された文化財」のことです。ここでいう「土地」とは、地中だけではなく、川底や海底などといった人の目に触れない所も指します。また、埋蔵文化財は、文化財の種類（有形文化財・名勝など）ではなく、土地に文化財が埋蔵されている状態を指す概念です。

埋蔵文化財の対象となる時代は、旧石器時代からおおむね中世までですが、東京都では**近世（江戸時代）も埋蔵文化財の対象**としています。また、近代（明治期）以降のもので、地域の歴史を語る上で重要なものは対象となる可能性があります。

遺跡（遺構と遺物）

「**遺跡**」とは「貝塚・古墳・城館跡・屋敷」などのように、現代に至るまでの過去の人々が生活した痕跡を残している土地のことで、「**埋蔵文化財包蔵地**」とも呼ばれます。これには、土地と一体になっている「**遺構**」や一緒に埋まっている「**遺物**」も含まれます。このうち「**遺構**」は、井戸や建物の礎石などといった不動産を指し、「**遺物**」は過去の人々の所産のうち、土器・陶器などのように動産として土地から切り離して持ち運びできるものを指します。

発掘調査などで取り上げられた遺物は、所定の手続きを経て文化財保護法による保護の対象となります。これらの文化財は、考古資料にあたり、「歴史上又は芸術上価値の高いもの」または「学術上価値の高いもの」という限定はありません。

2. 江東区の埋蔵文化財

江東区では、現在までに旧石器時代から中世にかけての遺跡は発見されていません。それは、本区が長い年月をかけて、河川等によって運ばれてきた土砂によって徐々に陸地化された土地だからです。また、本区の大部分は近世（江戸時代）以降に埋め立てられて造成された土地です。したがって、今までに発見された埋蔵文化財も、これから発見が予想される埋蔵文化財も、近世のものが多くを占めると考えられます。ただし、区北東部の亀戸地域から中世の遺物が発見されており、今後もこの地域では中世遺跡が発見される可能性があります。

① 江東区の中世遺跡

区北東部に位置する亀戸の辺りは、埋め立てが行われる江戸時代以前の海岸線と推定されます。これまでに中世遺跡は発見されていませんが、明治40年(1907)に入いりのしんめいぐう神明宮跡(区登録史跡81:亀戸3-41)において、中世と推定される土錘(魚網につける土製の錘)6個体が発見されています。

また、区の中央を東西に流れる小名木川(区登録史跡30:大島9-1~常盤1-1)は近世初頭に徳川家康によって開削された運河と伝えられています。このことにより、小名木川南岸まで土地が広がっていたことが推定されることから、現南岸に接する地域を南限に中世の遺跡が発見される可能性があります。



土錘

(区登録有形文化財 考古資料 1、香取神社所蔵)

② 江東区の近世(江戸時代)遺跡

本区の大部分の土地は、近世に入ってから埋め立てられて、江戸の町の一部として発展しました。埋め立てはいくつかの段階を経て行われました。17世紀前半に現在の森下あたり、次に佐賀、永代にかけての隅田川東岸地域が開発されました。その後、徐々に人々が移り住み、町が形成されるようになり、江戸市中の一部に組み込まれていきました。さらに、現在の白河、三好などの辺りが開発され、17世紀半ばの「明暦の大火」以降に多くの寺院や武家屋敷がこの地域に移ってきたことにより、大きく都市化が進みました。最終的に、現在の越中島・牡丹・木場・東陽・南砂まで広がりました。なお、この地域より南側の土地は近代(明治期)以降に埋め立てられました。

本区の埋蔵文化財包蔵地は19ヵ所あり、すべて江戸時代の遺跡です。このうち、海に接し掘割が発達していた江東区特有の遺跡として、洲崎波除石垣跡すきなみよけ(江東区遺跡No.4)と中川船番所遺跡(同No.8)があります。洲崎波除石垣跡は、近世の海岸に作られた石垣による防波堤跡です。当時は、洲崎神社(木場6-13-13)の南から東西に石垣が延びていたことが切絵図や錦絵で確認できます。調査は昭和59年(1984)に行われ、5段に積まれた石垣(高さ約2.5m)が東西4mにわたって確認されました。

中川船番所遺跡は、幕府が小名木川の中川口北側角部に設置した船改めのための関所です。平成 7 年（1995）に調査が行われ、船番所で使用したと推定される建築材や、陶磁器類を中心とする遺物が出土しました。現在、この土地は「中川船番所跡」として区指定史跡となっています。なお、出土遺物の一部は中川船番所資料館で展示しています（p14 参照）。



洲崎波除石垣跡



中川船番所遺跡

表 1 江東区遺跡一覧

平成 29 年 3 月現在

遺跡No.	名称	所在地	時代	種別
1	—	清澄 2-6 地先	近世	屋敷(大名)
2	—	越中島 1-3	近世	町屋
3	—	永代 2-36	近世	寺社
4	洲崎波除石垣跡	木場 1-5	近世	護岸施設
5	八幡堀跡	富岡 2-6	近世	堀
6	—	越中島 2-1・2	近世	屋敷(大名)
7	—	森下 2-17 地先	近世	町屋
8	中川船番所遺跡	大島 9-1	近世	幕府施設
9	—	白河 1-3 地先	近世	寺社
10	—	白河 3-12	近世	町屋
11	—	白河 3-12	近世	屋敷(旗本)
12	—	北砂 2-15	近世	屋敷(大名・旗本)
13	白河二丁目遺跡	白河 2-9・14・15	近世	町屋・寺社(墓)
14	門前仲町一丁目遺跡	門前仲町 1-8	近世	町屋
15	雲光院遺跡	三好 2-6	近世	寺社(墓)
16	千田遺跡	千田 22	近世	屋敷
17	富岡一丁目遺跡	富岡 1-22	近世	町屋
18	森下四丁目遺跡	森下 4-25	近世	屋敷
19	清澄二丁目遺跡	清澄 2-10	近世	町屋・寺社

Ⅱ 埋蔵文化財包蔵地の確認方法について

1. 確認する方法

本区での建築・土木・開発工事に際し、埋蔵文化財包蔵地の有無の照会は、区文化財係窓口、あるいはファックスで受付けています。照会の際には、受付票への記入および照会地の案内地図（住宅地図など）を提示して行います。

※埋蔵文化財包蔵地の確認を必要としない地域

本区は、近世（江戸時代）と近現代（明治～）にかけて大規模な土地造成が行われました。このうち、近代以降に埋め立てられた土地は遺跡が存在する可能性はなく、以下に挙げる住所において、埋蔵文化財包蔵地の確認をする必要はありません。

【全域】

あおみ青海、えだがわ有明、しなのめ枝川、しんすな塩浜、たつみ潮見、しんすな東雲、たつみ新木場、しんすな新砂、たつみ辰巳、たつみ東陽（1・2丁目）、
とよす豊洲、わかす夢の島、わかす若洲

【一部】

木 場 1 丁 目……1番地全域および2・5番地の一部

木 場 6 丁 目……1～6・14・15番地全域および7・8・13番地の一部

ふるいしば古石場3丁目……1番地全域

新大橋1丁目……2・6・7・13番地全域および1・3・5・8・12番地の一部

と きわ常 盤 1 丁 目……4番地全域および1・6番地の一部

ただし、これらの地域で、埋め立て土の中に近世の遺物が混入している場合があります。平成15年には塩浜2丁目の工事現場で墓石が、平成23年には東陽1丁目の工事現場で陶磁器を中心とする遺物が発見されています。このような場合には、区文化財係にご連絡ください。なお、担当職員が現地に出向き、写真撮影、遺物の採取等を行うだけで、埋蔵文化財調査の必要はありません。

2. 確認する事項

本区内で建築・土木・開発工事を行う際は、その計画している土地（計画地）が周知の埋蔵文化財包蔵地に当たるかどうかを確認することとなります。

確認していただく事項は次の2点です。

- ① 計画地が文化財保護法上の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当するかどうか。
- ② 計画地に埋蔵文化財が存在している可能性があるかどうか。

手順については次の通りとなります。

① 周知の埋蔵文化財包蔵地に該当している場合

文化財保護法の所定の手続きにしたがって、実際に埋蔵文化財が残されているかどうかを調査する必要があります。区文化財係の埋蔵文化財担当職員と協議してください（p8 参照）。

② 周知の埋蔵文化財包蔵地に近接している場合

③ 埋蔵文化財包蔵地に該当していないが、「埋蔵文化財（近世）が発見される可能性が高い地域」に該当している場合

④ 埋蔵文化財包蔵地に該当していないが、「埋蔵文化財（中世）が発見される可能性が高い地域」に該当し、敷地面積が 500 m²以上である場合

周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、埋蔵文化財が発見される可能性が高い土地であり、工事に際し、区文化財係の埋蔵文化財担当職員と相談してください。

①～④に該当しない場合

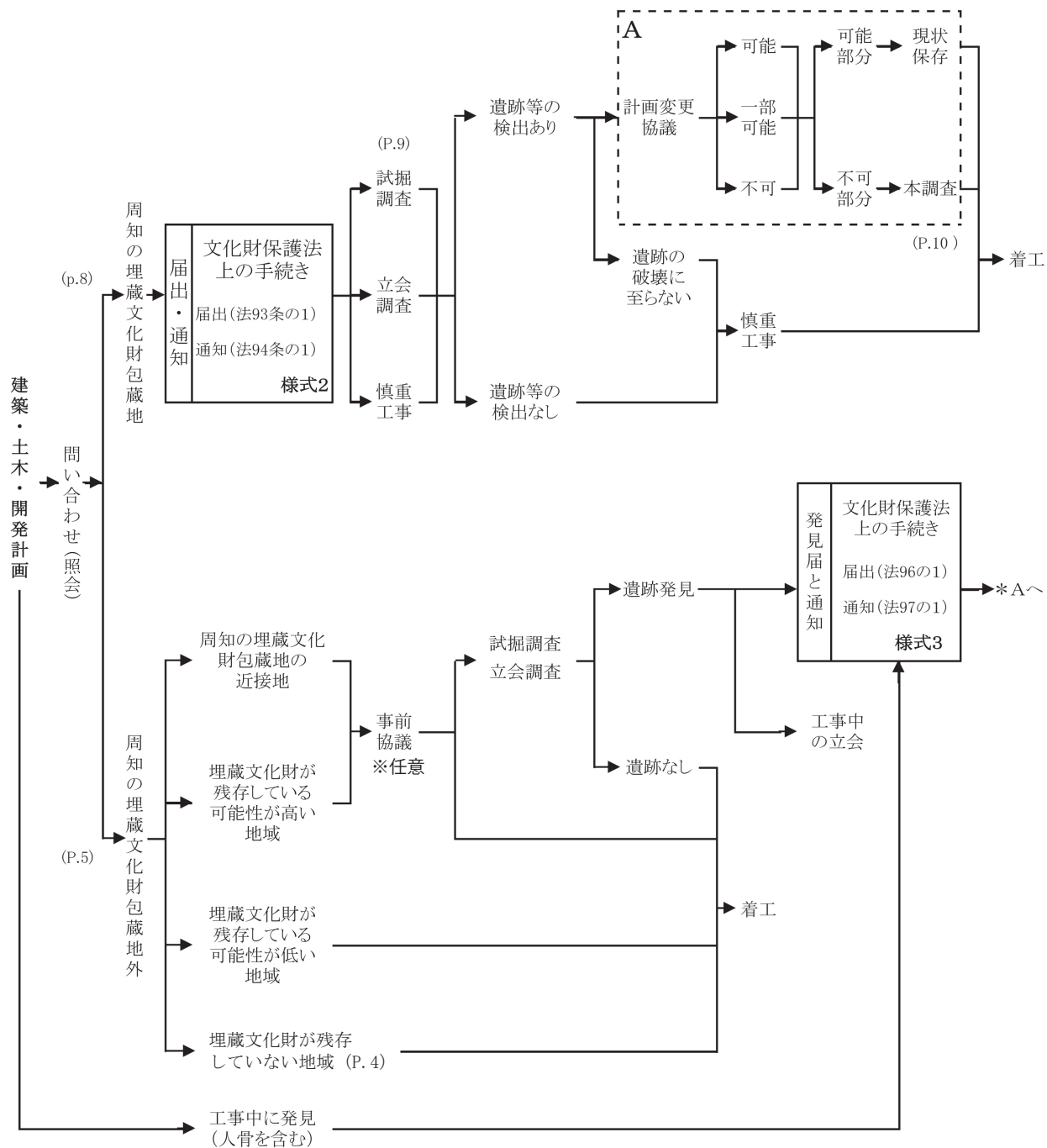
埋蔵文化財が存在する可能性が低いと判断されますので、慎重に工事を実施してください。ただし、埋蔵文化財がまったく発見されないということを保障するものではありませんので、工事中に発見した場合には、文化財保護法第 96 条に基づき、「遺跡発見届」を提出する必要があります。

計画地が文化財保護法上の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であっても、新たに埋蔵文化財（遺跡）が発見されることがあります。特に、周知の埋蔵文化財包蔵地に近接している土地（②）や「埋蔵文化財が発見される可能性が高い地域」（③④）では遺跡が発見される可能性があります。工事中に新たに遺跡が発見されると、工事が停止もしくは禁止になることがあります（文化財保護法第 96 条）。このような事態を避けるためにも事前に試掘調査を行うことが必要です。なお、事業計画が円滑に行えるよう、区教育委員会では建物の解体時における立会調査をおすすめしています。

また、埋蔵文化財包蔵地は発掘調査の結果によって新たに設定されていきます。建築・土木・開発工事を計画している場合は、最新の情報を区文化財係で確認（照会）してください。

＊寺院跡もしくは寺院旧境内における工事の場合、人骨が発見される事例が多くあります。埋葬された人骨は一般的に木棺や大型の陶器製の甕などに入っていますので、発見された時は現状を変更せずに、所管の警察署へ届け出るとともに区文化財係へ通報してください。

埋蔵文化財の取扱いの流れ



○指定文化財所在地及びその周辺で開発・建築・土木工事を計画している場合

国等指定文化財所在地内及びその周辺で、建築・土木・開発工事を計画し、その現状が変更される場合、また現状に影響を及ぼす行為を行うときは、文化財保護法第 125 条により、文化庁長官の許可を事前に得る必要があります。また、東京都指定文化財及び区指定文化財についても同様の手続きが必要となります。

現状変更をとまなう工事を行う場合は申請書の提出が義務付けられていますが、どのような行為が現状変更に該当するかについては一律に判断できませんので、あらかじめ区教育委員会（文化財係）にご相談ください。

表 2 江東区指定文化財一覧(近世・屋外のみ)

指定先	種別	名勝	所在地
国	史跡	松平定信墓	白河 1-3-32 霊巖寺
都	史跡	芭蕉翁古池の跡	常盤1-3. 16. 17付近
都	史跡	村田春海墓	清澄 3-4-23 本誓寺
都	史跡	向井忠勝墓	深川 2-16-27 陽岳寺
都	史跡	英信勝墓	深川 2-16-27 陽岳寺
都	史跡	伏見義民墓	深川 2-16-27 陽岳寺
都	史跡	観嵩月墓	深川 2-16-27 陽岳寺
都	有形民俗文化財	波除碑	牡丹3-33 平久橋西詰橋台地
			木場6-13-13 洲崎神社
都	名勝	清澄庭園	清澄3-3-9
区	史跡	中川船番所跡	大島9-1
区	有形文化財(建造物)	石造宝篋印塔(阿茶局墓塔) 寛永14年在銘	三好 2-17-14 雲光院
区	有形文化財(建造物)	旧大石家住宅	南砂5-24地先 仙台堀川公園内
区	有形文化財(建造物)	深川不動堂本堂	富岡1-17-13 深川不動堂
区	有形文化財(建造物)	繁栄稲荷神社本殿	木場2-18-12 繁栄稲荷神社
区	有形文化財(工芸品)	銅造水盤 釜六太田正義作	富岡1-20-3 富岡八幡宮
区	有形文化財(歴史資料)	横綱力士碑	富岡1-20-3 富岡八幡宮
区	有形民俗文化財	五百羅漢道標 文化2年再建銘	猿江 2-16 小名木川橋橋台地
区	有形民俗文化財	砂町の富士塚	南砂7-14-18 富賀岡八幡宮
区	有形民俗文化財	鬼子母神道道標	東砂1-4-6 上妙寺
区	有形民俗文化財	亀戸の富士塚	亀戸9-15-1 区立亀戸浅間公園内
区	有形民俗文化財	富士せんげん・亀戸天神・六阿みだ・あさくさ道道標 享和元年在銘	亀戸 9-15-7 浅間神社
区	有形民俗文化財	砂町の富士塚	南砂7-14-18 富賀岡神社
区	有形民俗文化財	力石 寛文4年在銘	北砂 2-1-37 志演神社
区	有形民俗文化財	庚申塔 寛文元年在銘	北砂2-1-37 志演神社
区	有形民俗文化財	六阿弥陀道道標 標延宝7年在銘	亀戸4-48-3 常光寺
区	有形民俗文化財	庚申塔 万治2年在銘	亀戸3-34-2 龍眼寺

Ⅲ 計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合

文化財保護法の所定の手続きにしたがって、工事着手の 60 日前までに、文化財保護法第 93 条第 1 項・同第 94 条第 1 項に基づき、「埋蔵文化財発掘届・通知」（様式 2）を区教育委員会（区文化財係）を経由して東京都教育委員会へ提出する必要があります。

提出部数 2 部（正・副）

添付書類 2 組 案内図、工事掘削範囲図、1 階平面図（地階がある場合はこれも）、断面図（地表面より下）

この手続きに対して、東京都教育委員会から文書による指示を受け、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の具体的な取扱いについて区文化財係と協議が開始されます。ただし、東京都教育委員会からの通知書の到達には一定の期間を要しますので、実務上は発掘届（発掘通知）を提出した時点から協議を始めます。

東京都教育委員会からの指示事項は、遺跡の現況に応じて下記のいずれかになります。

① 工事前に発掘調査を実施

工事により遺跡が破壊される時や、道路などを敷設する場合の指示書です。発掘調査（本調査）の協議を進めていきます（p10 参照）。

② 工事中の立会調査を実施

建築・土木・開発工事で掘削の深さが遺構面に達しない計画の場合や、過去のデータからみて遺構等の希薄な地域である場合の指示書です。工事の際に区文化財係埋蔵文化財担当が立会調査を行い、必要に応じて記録します。基礎の掘削工事（根切工事）の 10 日程前に工事開始日時を区文化財係にご連絡ください。なお、この指示書の場合には、遺構など発見されない限り工事は日程どおりに実施できます。

③ 慎重工事

すでに本調査が終了している土地や、土地の造成などで遺跡が削平されている場合の指示書です。慎重に工事を進めてください。

④ 工事前に試掘（確認）調査を実施

埋蔵文化財の有無や遺跡の範囲・性格・内容、包蔵量などを把握するための指示書です。試掘（確認）調査を行います（p9 参照）。調査の結果、遺跡が発見された時は①と同様に工事前に発掘調査（本調査）を行うことになります。

なお、遺跡の保護上特に必要な場合には、遺跡の全面現状保存（計画の中止）や一部現状保存（計画の一部変更）などについての協議となります。

IV 埋蔵文化財の有無を確認する方法について

市街化が著しい本区では、計画地内の埋蔵文化財の有無を地表面から観察して確認することはできません。また、地質調査（ボーリング）のデータは、地層の時代を想定する上での目安にはなりますが、このデータだけから埋蔵文化財（遺跡）の有無を判断することはできません。

したがって、埋蔵文化財の有無を確認する手段として、試掘調査の方法がとられています。

1. 試掘調査について

埋蔵文化財の有無を確認するため、事前に実施する部分的な発掘調査です。

調査面積・・・敷地面積の約 5%を行います。試掘坑 1 ヲ所は平面 4×4m（16 m²）を基本とします。

調査期間・・・埋蔵文化財が存在する場合は試掘坑 1 ヲ所につき最大半日を要します（舗装の除去や復旧など付帯工事期間は含まない）。

調査方法・・・区文化財係埋蔵文化財担当職員の立会のもと、人力および重機により掘削し、土層堆積状況、遺構・遺物の有無を確認し、写真、図面等の記録を行います。

試掘調査の結果、遺跡が確認された場合は、事前協議が必要となります。遺跡は現状のまま保存することが最良の方法です。遺跡を壊さないように建築・土木・開発工事の計画を変更することができる場合は、発掘調査を実施する必要はありません。しかし、工事計画を変更できず遺跡を破壊する場合は、記録保存のための発掘調査（本調査）を実施する必要があります（p10 参照）。

2. 事務上の手続き

試掘調査を行う場合、事前に土地所有者または占有者（複数人の場合は代表者）の方は区教育委員会（提出は区文化財係）へ試掘依頼書を提出してください。また、土地所有者の方から承諾書を提出していただきます。なお、調査にあたっては、土地所有者・占有者、事業者の方にご協力をお願いしています。

3. 日程の調整

試掘調査には、区文化財係埋蔵文化財担当職員の立会が必要となります。したがって日程の調整は、少なくとも 10 日前には完了しているようご協力ください。調査日数は立地条件などによって変動があるほか、悪天候の場合は調査できないこともありますので、

必ず予備日を設けるように調整してください。

4. 試掘調査の結果

①遺跡が発見された場合

現在の地表面から遺跡が発見された面までの深さと、建築・土木・開発工事による掘削の深さを確認し、基礎の設置等に伴う掘削で遺跡を破壊するおそれのある場合は、発掘調査（本調査）を実施する必要があります。この段階で文化財保護法第 96 条による届出（遺跡発見の届出）が提出されていない場合は、これを区教育委員会（文化財係）を経由して東京都教育委員会へ提出する必要があります。

②遺跡が発見されなかった場合

慎重に工事を進めてください。なお、工事中に遺跡が発見された場合は、速やかに区教育委員会（文化財係）へ届け出る必要があります。

V 本調査について

1. 事前協議

試掘調査の結果、遺跡の存在が確認された場合、遺跡を保存するための事前協議が必要になります。原則的に遺跡は現状のまま保存することが求められていますので、遺跡を壊さないように建築・土木・関連工事の計画を変更することが最良の方法です。この場合は、発掘調査を実施する必要はありません。しかし、工事計画を変更できず遺跡を破壊する場合は、記録保存のための発掘調査（本調査）を実施する必要があります。

2. 本調査の期間

本調査に必要な期間は、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の種類、立地、面積、残存状況によって異なります。なお、本区は東京低地に立地するため、軟弱地盤や湧水への対策などで、台地上の遺跡に比べ調査に期日を要します。また、深川地域は江戸時代の寺院（旧境内）が多く、墓域の調査を行う際はさらに時間がかかることが想定されます。

3. 本調査の費用

本調査にかかる費用は、以下の内容を考慮し、算出します。

- ① 発掘調査面積、深度
- ② 遺物包含層の数（単純な遺跡か、複合的な遺跡か）
- ③ 遺物包含層の厚み、遺構・遺物の密度（作業量）
- ④ 発掘調査地の環境（残土処分、安全対策など）
- ⑤ その他（支援業務の種別・規模、事務所設置の有無など）

前記の費用は、概ね次のような科目によって構成されています。

報償費、賃金、共済費、旅費、需要費、使用料および賃貸料、役務費、委託費、
工事請負費、備品購入費、光熱水費など

本調査で必要とする費用は、発掘調査から報告書刊行までに要する経費とし、原則として原因者（事業者）に負担を求めています。個人住宅等の場合は、区文化財係と十分に協議をした上で決定します。

4. 本調査を実施する機関

文化財保護法において、本調査は地方自治体が行う場合（文化財保護法第 99 条）と、これ以外の機関が行う場合（同法第 92 条第 1 項）に分けられます。

① 文化財保護法第 99 条

- ・ 地方自治体

② 文化財保護法第 92 条第 1 項

- ・ 地方自治体が設置した埋蔵文化財調査法人（東京都埋蔵文化財センター）
- ・ 地方自治体が設置した遺跡調査会・遺跡調査団等
- ・ 民間発掘調査機関
- ・ 大学等教育機関が有する調査機関
- ・ 遺跡調査会・遺跡調査団
- ・ 発掘調査会社

なお、文化財保護法第 92 条第 1 項に基づく調査機関に調査を依頼する場合は、以下の点に留意してください。

- ア. 民間発掘調査機関に委託する場合は、適正かどうかの審査をおこなう必要があります。事業者の方は民間発掘調査機関に依頼する前に、区文化財係と調査体制や調査方法について協議を行ってください。
- イ. 東京都教育委員会の許可を得られた場合は、本調査の実施について、事業者・民間発掘調査機関・区教育委員会（文化財係）の三者で協定を結びます。
- ウ. 本調査の 30 日前までに、文化財保護法第 92 条第 1 項の規定によって発掘調査届を、区教育委員会（文化財係）を経由して東京都教育委員会へ提出することが義務付けられています。
- エ. 本調査を行った発掘者は埋蔵物発見届を所轄の警察署に提出し、あわせて埋蔵文化財保管証を区教育委員会（文化財係）を経由して東京都教育委員会へ提出する必要があります。
- オ. 発掘者は本調査終了から 6 ヶ月以内に本調査の概要を区教育委員会（文化財係）へ提出して下さい。ただし、6 ヶ月以内に発掘調査報告書が刊行される

場合は、この限りではありません。

なお、当該発掘調査が文化財保護法の趣旨にそぐわないと判断された場合、その中止を求めることがあります。

5. 本調査の流れ

遺跡の本調査は、発掘調査・整理作業・報告書作成の3つの作業段階に区分されます。原則として発掘調査報告書の刊行をもって、本調査が完了したことになります。調査の流れは以下のようになります。

① 発掘調査(現地作業)

- ア. 準備作業・・・発掘の前に、現地測量や事務所設置などの環境整備をおこないます。
- イ. 表土掘削・・・重機を用いて表土（近現代以降の堆積土層）を掘削します。
- ウ. 遺物包含層掘削
・・・人力で遺物を含んだ土層を掘削して、遺構を確認します。
- エ. 遺構精査・・・確認された遺構の中の土を人力で掘り上げるとともに、堆積状況や遺構の形状などを図面・写真等に記録します。
- オ. 全体測量・・・調査区全域を測量します。
- カ. 全体撮影・・・調査区全域を写真撮影します（航空撮影を行う場合があります）。
- キ. 埋め戻し・・・重機を用いて調査前の状態に復旧します。

カあるいはキの作業が完了した時点で、原則として土地を引き渡すことが可能です。

② 整理作業（室内作業）

- ア. 基礎整理・・・発掘調査で作成した図面や撮影した写真を整理し、台帳を作成します。出土遺物は洗浄（水洗い・乾燥）、注記（出土地点等の記入）のあと、材質ごとに分類し接合・復元作業という順で基礎的な作業を行います。
- イ. 二次整理・・・報告書等に用いる遺構図面は必要な修正を加えてトレースを行います。遺物は台帳を作成し、実測・拓本・写真撮影・トレース等を行います。この段階で、遺構や遺物の情報を整理してまとめていきます。
- ウ. 保存処理・・・木製品や金属製品等、通常の状態のままだと劣化が著しく進

行する遺物を対象に、科学的な保存処理を専門機関に委託します。

エ．自然科学分析

- ・・・遺物の材質・付着物、土壌、種子、火山灰等、遺跡の分析に必要な情報を専門機関に委託し、自然科学的な方法を用いて分析します。

③ 報告書作成作業

整理作業がおおむね終了すると、報告書作成業務を開始します。報告書は印刷用図版作成（実測図・トレース図の作成と整理、写真準備）、原稿執筆、編集の段階を経て、印刷製本となります。

①～③までの作業がすべて終了したあと、出土した遺物等をコンテナに納め保管します。

6. 発掘調査後の処置

① 出土品の帰属と保管

発掘調査が終了した後、出土品の発見者は遺失物法に基づいて所轄の警察署へ埋蔵物発見届を提出します。これに、併せて埋蔵文化財保管証を区教育委員会（文化財係）を経由して東京都教育委員会へ提出する必要があります。警察署は出土品を6ヶ月間公示しますが、この間に東京都教育委員会が出土品を文化財として認定すると所有権は東京都教育委員会または区教育委員会に帰属します。

② 発掘調査報告書の刊行と普及・活用

調査主体または発掘担当者は、現地発掘調査が終了したあとに整理作業を行い、発掘調査の成果を報告書としてまとめます。報告書は国および地方公共団体、大学などの教育研究機関、国や地方公共団体が設置する調査研究機関、図書館等へ配布され、今後の地域史学習や文化財保護活動に活用されることとなります。

なお、区内の博物館施設等において出土品の展示を行うなど、多くの方々に地域の歴史や文化を知っていただけるよう努めています。



中川船番所遺跡出土遺物の常設展示
(中川船番所資料館)



平成 22 年度企画展「江東区埋蔵文化財展」
(中川船番所資料館)



平成 21 年度 こまつばし作品展覧会
(小松橋出張所)



こうとう情報ステーション 展示コーナー
(江東区役所)

関 係 法 規

文化財保護法（抜粋） （昭和 25 年法律第 214 号）

第 1 章 総則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

2、3 省略

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第 95 条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第 96 条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第 92 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3 月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第 2 項の命令は、第 1 項の届出があつた日から起算して 1 月以内にしなければならない。
- 5 第 2 項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1 回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して 6 月を超えることとなつてはならない。
- 6 第 2 項及び前項の期間を計算する場合においては、第 1 項の届出があつた日から起算して第 2 項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第 1 項の届出がなされなかつた場合においても、第 2 項及び第 5 項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第 2 項の措置を執つた場合を除き、第 1 項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第 2 項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第 97 条 国の機関等が前条第 1 項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第 92 条第 1 項又は第 99 条第 1 項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第 101 条 遺失物法第 4 条第 1 項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第 102 条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第 103 条 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は同条第 2 項若しくは前条第 2 項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第 104 条 第 100 条第 1 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の 2 分の 1 に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第 105 条 第 100 条第 2 項に規定する文化財又は第 102 条第 2 項に規定する文化財（前条第 1 項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第 1 項の報償金の額は、当該都道府県教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第 41 条第 3 項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第 41 条第 3 項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第 106 条 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第 104 条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第 104 条第 1 項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を

管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第 107 条 都道府県の教育委員会は、第 105 条第 1 項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価額に相当する金額は、第 105 条に規定する報償金の額から控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第 108 条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第 7 章 史跡名勝天然記念物

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第 12 章 補則

第 3 節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第 182 条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第13章 罰則

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者
- 二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一、三 省略
- 二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一～五、七 省略
- 六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- 一、三 省略
- 二 ・ ・ ・ ・ ・ 第92条第1項、第96条第1項 ・ ・ ・ ・ ・ の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

遺失物法（抜粋） （平成 18 年 6 月 15 日法律第 73 号）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この法律は、遺失物、埋蔵物その他の占有を離れた物の拾得及び返還に係る手続その他その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

2 この法律において「拾得」とは、物件の占有を始めること（埋蔵物及び他人の置き去った物にあっては、これを発見すること）をいう。

3 この法律において「拾得者」とは、物件の拾得をした者をいう。

4、5、6 省略

第 2 章 拾得者の義務及び警察署長等の措置

第 1 節 拾得者の義務

第 4 条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。

ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2、3 省略

第 2 節 警察署長等の措置

（公告等）

第 7 条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

2、3、4、5 省略

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

住 所 〒
氏名等

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 92 条第 1 項、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 6 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処置に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基く占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

別 記

法第 92 条第 1 項

(○で囲むこと)

1 所在地			
土地所有者	氏名等： 連絡先：		
2 面積	m ²		
3 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	(遺跡番号)	員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
4 調査の目的 調査の契機	a 学術研究（ ） b 遺跡整備 c 保存目的の範囲内容確認調査 d 自然崩壊		
	e 開発事業 に伴う	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）	
		備考：	
5 調査主体者	住 所：		
	氏名等：		
6 発掘担当者	住 所：		
	氏名等：		
	経 歴：		
7 着手予定時期	年 月 日	8 終了予定時期	年 月 日
9 出土品の処置			
10 参 考 事 項			

指 示 事 項	
---------	--

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。②遺跡の種類・現状・時代及び調査の目的欄は、
該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

住 所 〒
氏名等

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 93 条第 1 項・第 94 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 93 条第 1 項・法第 94 条第 1 項

(○で囲むこと)

1 所在地			
2 面積	m ²		
3 土地所有者	住 所：		
	氏名等：		
4 遺跡の種類	散布地（包蔵地） 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称	（遺跡番号 ）		員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業（農道等含む） その他農業関連事業 土砂採取 その他開発（ ）		
6 工事主体者	住 所：		
	氏名等：		
7 施工責任者	住 所：		
	氏名等：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他（ ）
---------	-------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③遺跡の種類・現状・時代及び工事の目的欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。

第 号
年 月 日

東京都教育委員会教育長 様

住 所 〒
氏名等

遺跡発見の〔届出・通知〕について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〔第 96 条第 1 項・第 97 条第 1 項〕、同第 184 条第 1 項及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条〔第 1 項・第 2 項〕の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり〔届出・通知〕します。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のために執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

別 記

法第 96 条第 1 項・法第 97 条第 1 項

(○で囲むこと)

1 遺跡の種類	散布地(包蔵地) 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 屋敷 その他の遺跡 ()	
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()	
2 所在地		
3 土地所有者	住 所 : 氏名等 :	
4 土地占有者	住 所 : 氏名等 :	
5 発見年月日		
6 発見の事情	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 集合住宅 個人住宅 分譲住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場又は店舗 その他建物 () 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・水道・電気等 農業基盤整備事業(農道含む) その他農業関連事業土砂採取 その他開発 () 発見の事由 不時発見 試掘・確認調査 その他の発見 ()	
7 現 状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()	
8 現状の変更	時期 : 年 月 日 ~ 年 月 日 理由 :	
9 出土品	(種類・形状・数量)	
10 保護措置		
11 参考事項		開発面積 m ²

指 導 事 項	発掘調査 立会調査 慎重工事 試掘・確認調査 その他 ()
---------	--------------------------------

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。②指導事項欄は都教育委員会で記入。

③1・7 欄は該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は () 内に記入。

④6 欄は発見の原因となった事業と発見の事由(経緯)を○で囲むこと。